

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年10月14日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：24件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	主タービン潤滑油処理系の潤滑油移送配管用ドレン弁出口側末端部が開放されたままであるため、当該部への閉止栓取付を検討	対象外	
2	1号機	補助海水系ポンプ出口ストレーナ（B）のドレン弁用操作ハンドルが折損したため、当該弁を点検・修理	D	
3	1号機	主復水器細管洗浄装置のボール循環ポンプ（A）入口弁の開閉表示用ランプに点灯不良（ランプ両点灯）が認められたため、当該開閉表示回路を点検・修理	D	
4	4号機	原子炉再循環系電動機・発電機セット用油ミストファン（A）駆動用電動機の点検において、ブラケットにケーブルの貫通・固定箇所があり、分解点検が出来ないため、対応検討	D	
5	4号機	原子炉再循環系電動機・発電機セット用温度信号変換器の点検において、当該計器用電源スイッチに動作不良（「入り」状態にならない）が認められたため、当該スイッチを交換	D	
6	4号機	可燃性ガス濃度制御系の原子炉格納容器隔離弁の弁間漏えい検査において、外側隔離弁よりシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
7	4号機	主発電機の点検前漏えい確認において、主発電機用水素ガス純度計の入口フィルタ付近の配管接続部より軽微なエアリークが認められたため、当該部を点検・修理	D	
8	4号機	主蒸気隔離弁（内側弁-D）の浸透探傷検査において、弁箱シート面に指示模様が認められたため、当該部を修理	D	
9	4号機	燃料プール内における模擬燃料の移動作業の際、模擬燃料を燃料保管ラックに入れたところ、着座位置が通常より約10cm浅く、確実に着座していないことが認められたため、対応検討	C	
10	4号機	タービン駆動原子炉給水ポンプの点検において、当該ポンプ点検用クレーンに動作不良が認められたため、当該クレーンの制御回路を点検・修理	D	
11	4号機	定期事業者検査（原子炉保護系インターロック機能検査）のリハーサルにおいて、制御回路に信号ケーブルの結線誤りが認められたため、当該結線部を修正及び対応検討	C	
12	4号機	タービン補機冷却系全停作業において、水素ガス冷却器（A）入口弁を開操作した際、当該弁下流側のフランジ開放部より水のリーク（約36リットル、汚染無し）が認められたため、対応検討	C	
13	4号機	計測用電源切替作業のため中央操作室、タービン建屋及び原子炉建屋の換気空調系空調機を停止した際、当該空調装置内に滞留していた凝縮水が排水配管に流れ込み、当該排水配管に接続している別のドレンファンネルから溢水（約45リットル、汚染無し）したため、対応検討	C	
14	5号機	移動式炉内中性子計装系用パージ電磁弁の点検において、電磁弁の電源ケーブル1本を誤って端子箱の蓋に挟み込んだまま復旧し、ケーブルを地絡させたため、当該部を点検・修理	C	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
15	5号機	残留熱除去海水系ポンプ（D）の出口圧力計の点検において、当該計器の前面カバー（ガラス製）に破損が認められたため、当該ガラスカバーを交換	D	
16	5号機	非常用ディーゼル発電機（B）の排気温度検出器の点検において、検出器端子部の蓋にパッキンの外れ（計2台）が認められたため、パッキンを取付	D	
17	5号機	非常用ガス処理系活性炭フィルタ温度検出器の点検において、検出器端子部蓋にパッキンの破損（計3台）が認められたため、パッキンを交換	D	
18	5号機	原子炉格納容器床ドレンサンプポンプレベルスイッチの点検において、検出機構用ワイヤに損傷（素線切れ）が認められたため、当該ワイヤを交換	D	
19	6号機	屋外ストームドレン移送用配管（二重管）の漏洩検出器内部の溜まり水を排水しても警報が復帰しないため当該検出器用レベルスイッチを点検・調整	D	
20	6号機	原子炉冷却材浄化系ポンプ（B）のメカニカルシール部より水のリーク（約45秒周期で約15秒間の連続滴下）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
21	6号機	中性子計測系局部出力領域モニタのチャンネル（32-09A）のデジタル値に表示不良が認められたため、当該モニタ（1チャンネル）を除外し、点検・修理	D	
22	6号機	中性子計測系起動領域モニタのチャンネル（E）に「軽故障」を示す警報ランプが点灯したため、当該モニタ（1チャンネル）を点検・修理	D	
23	その他	図書ファイルの移動作業において、協力企業の社員が業務車内部のファイル運搬用バッグを片手で取り出す際に腰を痛めたことから、業務車で病院へ向かい「腰椎椎間板症」と診断された	D	
24	その他	海生物焼却設備の排水処理装置脱水機（A）のろ布蛇行修正用ローラーのねじ込み部に折損が認められたため、当該部を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで